

指定通所リハビリテーション 重要事項説明書

医療法人社団 悠久会

いきいきリハビリセンター

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(岐阜県指定 第 2110600604 号)

当事業所はご契約者に対して指定通所リハビリテーションサービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間.....	2
4. 職員の配置状況.....	3
5. サービス提供における事業者の義務.....	3
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	3
7. サービス利用をやめる場合.....	5
8. サービスの利用に関する留意事項.....	6
9. 個人情報の使用に関わる同意および苦情の受付について.....	7
10. 損害賠償について.....	7
11. 緊急連絡先及び緊急時搬送病院.....	8

1. 事業者

- (1) 法人名 医療法人社団 悠久会
- (2) 法人所在地 岐阜県羽島郡奈良町119
- (3) 電話番号 (058) 388-3600
- (4) 代表者氏名 理事長 森本 高太郎
- (5) 設立年月 昭和63年 7月27日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の名称 いきいきリハビリセンター
- (2) 事業所の所在地 岐阜県羽島郡笠松町奈良町119
- (3) 電話番号 (058) 372-2605
- (4) 事業所長(管理者)氏名 森本 高太郎
- (5) 事業所の種類 指定通所リハビリテーション事業所・平成28年9月1日指定
岐阜県指定 第2110600604号
- (6) 事業所の目的 介護保険法令に従い、ご契約者がその能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営む事が出来るよう支援する事を目的として契約者に通所リハビリテーションサービスを提供します。
- (7) 事業所の周辺環境 閑静な住宅地に位置し、併設には森本内科医院等の医療機関が揃っています。また木曽川や神社も近く、施の中も明るく快適な生活が四季を通じて楽しめるように配慮しています。
- (8) 当事業所の運営方針 居宅におけるご利用者及びその家族等が等しく適切な居宅生活が維持出来るように専門の知識、技術を提供し地域社会での福祉の向上を図ることを目的とする。
- (9) 開設年月 平成28年9月1日
- (10) 利用定員 20人
- (11) 建物の構造 木造 平屋建
- (12) 建物の延べ床面積 80㎡
- (13) 損害賠償責任保険加入先 (株)東京海上火災保険

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 笠松町、岐南町、岐阜市柳津町・鶉・茜部・川手地区、羽島市正木・足近町地区・愛知県一宮市北方町地区
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日(但し、祝日・お盆・年末年始休日を除く。)
受付時間	月～金 9時00分～17時00分
サービス提供時間	月～金 9時00分～10時20分
	月～金 9時40分～11時00分
	月～金 10時20分～11時40分
	月～金 13時00分～14時20分
	月～金 13時40分～15時00分
	月～金 14時20分～15時40分

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所リハビリテーションサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

主な職員の配置状況※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	員数
1. 管理者	1名
2. 理学療法士もしくは作業療法士	2名
3. 介護職員	3名

〈配置職員の職種〉

管理者…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

理学療法士もしくは作業療法士…ご契約者の日常生活上の健康保持のための機能訓練を担当します。

介護職員… ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

5. サービス提供における事業者の義務（契約書第9条、第10条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた等、緊急の必要な場合は、契約者もしくは家族の承諾を得ず、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合があります。
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）＊

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

① 機能訓練・介護予防

理学療法士もしくは作業療法士等により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための機能訓練・介護予防の運動等を実施します。

② 排泄

利用中の排泄の介助を行います。

③ アクティビティ

理学療法士もしくは作業療法士、介護職員等により計画的に主に認知症予防を目的としたレクリエーションなどを行い、活動性の向上や日常生活の活性化に寄与する活動を実施します。

＜サービスの概要、サービス利用料金（1回あたり）＞（契約書第6条参照）＊

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用に係る自己負担	369円	398円	429円	458円	491円

- ・リハビリテーションマネジメント加算 1 1 開始月から6か月以内 560円／月
- ・リハビリテーションマネジメント加算 1 2 開始月から6か月超 240円／月
- ・リハビリテーションマネジメント加算 4 事業所医師からの説明 270円／月

- ・短期集中個別リハビリテーション実施加算（退院（所）日又は認定日から起算して3か月以内）
110円／日

- ・処遇改善加算V3

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第6条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できます。

② 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるもの（紙おむつ代等）にかかる費用を実費負担いただきます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う事前にご説明します。

③ 介護保険給付の支給限度額を超える実費又は給付額を含めた全額実費

契約者と事業者の同意により、希望に応じサービス提供を受ける事ができます。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、サービス利用終了後に、事業者が1ヶ月毎に請求する金額を翌月の28日迄にお支払い下さい。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所リハビリテーションサービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第15条参照）

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第16条、第17条参照）

(2) 契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに事業者申し出て下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所リハビリテーションサービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(3) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第19条参照）以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(4) 契約の終了に伴う援助（契約書第16条2参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

8. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意（契約書第12条参照）

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙

事業所内での喫煙はお断りしております。

9. 個人情報の使用に係る同意（契約書第 1 1 条参照）および、契約書苦情の受付について（契約書第 2 1 条参照）

1. 利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

2. 利用目的

- (1) 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため。
- (2) 利用者に関わる介護計画（ケアプラン）立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため。
- (3) 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）その他社会福祉団体等との連絡調整のため。
- (4) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合および主治医等の意見を求める必要がある場合
- (5) 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため。
- (6) 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議。
- (7) その他のサービス提供で必要な場合。
- (8) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合。
- (9) 上記いずれの項目において、ご家族様の個人情報が必要と認められ提示を求められた場合。

3. 使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない。
また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

※当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 管理者 森本 高太郎

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

9：00～17：00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

笠松町役場 福祉健康課	所在地 羽島郡笠松町長池408-1 電話番号 058-387-5332 受付時間 休日以外の午前8時30分から午後5時15分
岐南町役場 健康推進課	所在地 羽島郡岐南町八剣7-107 電話番号 058-247-1321 受付時間 休日以外の午前8時30分から午後5時15分
岐阜市福祉部 介護保険担当課	所在地 岐阜市今沢町18番地 電話番号 058-214-2091 受付時間 休日以外の午前8時45分から午後5時30分
羽島市福祉部 高齢福祉課	所在地 羽島市竹鼻町55 電話番号 058-392-9932 受付時間 休日以外の午前8時30分から午後5時15分
一宮市高年福祉課 介護保険グループ	所在地 一宮市408-1 電話番号 0586-28-9019 受付時間 休日以外の午前8時30分から午後5時15分
津島市高齢介護課 介護保険グループ	所在地 津島市立込町2-21 電話番号 0567-24-1111 受付時間 休日以外の午前8時30分から午後5時15分
国民健康保険団体連合会	所在地 岐阜市下奈良2-2-1 電話番号 058-275-9826 受付時間 休日以外の午前9時から午後5時
岐阜県運営適正委員会	所在地 岐阜市下奈良2-2-1 電話番号 058-278-5136 受付時間 休日以外の午前9時から午後5時

10. 損害賠償について（契約書第13条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

11. 緊急連絡先及び緊急時搬送病院

【緊急連絡先】

1. 住所 _____

氏名 _____ (続柄 _____)

電話番号 _____

2. 住所 _____

氏名 _____ (続柄 _____)

電話番号 _____

【希望緊急搬送先】

1. 病院名 _____ 担当医 _____

2. 病院名 _____ 担当医 _____

指定通所リハビリテーションサービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

岐阜県羽島郡笠松町奈良町119

いきいきリハビリセンター

説明者職名 _____ 氏名 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所リハビリテーションサービスの提供開始に同意しました。

利用者 _____ 氏名 _____

ご家族様 _____ 氏名 _____ (続柄 _____)

身元引受人 _____ 住所 _____

氏名 _____

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第37号(平成11年3月31日)第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。